

幕別町地域公共交通活性化協議会規約の一部を改正する規約 新旧対照表

現 行 規 約	改 正 規 約
○幕別町地域公共交通活性化協議会規約 (平成24年1月24日 決定) 第1条及び第2条 略 (事業) 第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。 (1) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条第1項に規定する地域公共交通計画の作成、変更及び実施に係る協議に関すること。 (2) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関すること。 (3) 自家用有償旅客運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。 (4) 前3号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること。 第4条～第11条 略 (分科会) 第12条 第3条各号に掲げる事項について、専門的な調査及び検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。 2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。 第13条～第17条 略	○幕別町地域公共交通活性化協議会規約 (平成24年1月24日 決定) 第1条及び第2条 略 (事業) 第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。 (1) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条第1項に規定する地域公共交通計画の作成、変更及び実施に係る協議に関すること。 (2) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関すること。 (3) 自家用有償旅客運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。 (4) 前3号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること。 2 前項の規定にかかわらず、前項第2号に規定する業務のうち、道路運送法第9条第4項に規定する運賃等について協議する場合は、第12条第2項に規定する分科会において業務を行う。 第4条～第11条 略 (部会及び分科会) 第12条 第3条第1項に掲げる事項について、専門的な調査及び検討を行うため、必要に応じ協議会に部会を置くことができる。 2 第3条第2項に規定する業務を行うため、協議会に分科会を置く。 3 部会及び分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。 第13条～第17条 略

幕別町地域公共交通活性化協議会分科会規程の一部を改正する規程 新旧対照表

現 行 規 程	改 正 規 程
○幕別町地域公共交通活性化協議会<u>分科会</u>規程 (平成24年1月24日 決定) <u>(趣旨)</u> 第1条 この規程は、幕別町地域公共交通活性化協議会規約（以下「規約」という。）第12条第2項の規定に基づき、幕別町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の<u>分科会</u>（以下「<u>分科会</u>」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。 <u>(所掌事務)</u> 第2条 <u>分科会</u>は、規約第3条各号に掲げる事項について専門的な調査及び検討を行うものとする。 <u>(組織)</u> 第3条 <u>分科会</u>の委員は、別表に掲げる者とする。 2 <u>分科会</u>は、前項に規定する委員のほか、必要に応じて関係者に出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。 <u>(分科会長)</u> 第4条 <u>分科会</u>に<u>分科会長</u>を置く。 2 <u>分科会長</u>は、委員の互選により定める。 3 <u>分科会長</u>は、<u>分科会</u>を代表し、その会務を総理する。 <u>(副分科会長)</u> 第5条 <u>副分科会長</u>は、<u>分科会長</u>が指名する。 2 <u>副分科会長</u>は、<u>分科会長</u>を補佐して<u>分科会</u>の業務を掌理し、<u>分科会長</u>に事故あるとき又は<u>分科会長</u>が欠けたときは、<u>分科会長</u>の職務を代理する。 <u>(会議)</u> 第6条 <u>分科会</u>は、<u>分科会長</u>が招集し、議長となる。	○幕別町地域公共交通活性化協議会<u>部会及び分科会</u>規程 (平成24年1月24日 決定) <u>(目的)</u> 第1条 この規程は、幕別町地域公共交通活性化協議会規約（以下「規約」という。）第12条第3項の規定に基づき、幕別町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の<u>部会及び分科会</u>（以下「<u>部会等</u>」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。 削除 <u>(部会)</u> 第2条 規約第12条第1項の規定に基づく<u>部会</u>の委員は、規約第4条第1項の委員の中から会長が指名する。 2 委員の任期は、規約第3条第1項に掲げる事項の審議が終了するまでの期間とする。 <u>(部会長)</u> 第3条 <u>部会</u>に<u>部会長</u>を置く。 2 <u>部会長</u>は、協議会の会長が指名する。 3 <u>部会長</u>は、<u>部会</u>を代表し、その会務を総理する。 <u>(副部会長)</u> 第4条 <u>副部会長</u>は、<u>部会長</u>が指名する。 2 <u>副部会長</u>は、<u>部会長</u>を補佐して<u>部会</u>の業務を掌理し、<u>部会長</u>に事故あるとき又は<u>部会長</u>が欠けたときは、<u>部会長</u>の職務を代理する。 <u>(会議)</u> 第5条 <u>部会</u>は、<u>部会長</u>が招集し、議長となる。

現 行 規 程	改 正 規 程
2 <u>分科会</u>は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。 3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ<u>分科会長</u>に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。 (協議結果の取扱い) 第7条 <u>分科会</u>において<u>協議</u>を行った事項については、協議会へ報告しなければならない。	2 部会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。 3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ<u>部会長</u>に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。 4 <u>部会長</u>は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料の提出を求め、又は会議への出席を求め説明若しくは意見を聴くことができる。 (分科会) 第6条 <u>規約第12条第2項の規定に基づく分科会の委員は、別表に掲げる者とする。</u> 2 委員の任期は、規約第3条第2項に関する協議が終了するまでの期間とする。 (分科会長) 第7条 <u>分科会に分科会長を置く。</u> 2 <u>分科会長は、協議会の会長が指名する。</u> 3 <u>分科会長は、分科会を代表し、その会務を総理する。</u> (副分科会長) 第8条 <u>副分科会長は、分科会長が指名する。</u> 2 <u>副分科会長は、分科会長を補佐して分科会の業務を掌理し、分科会長に事故あるとき又は分科会長が欠けたときは、分科会長の職務を代理する。</u> (会議) 第9条 <u>分科会は、分科会長が招集し、議長となる。</u> 2 <u>分科会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。</u> 3 <u>委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ分科会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。</u> 4 <u>分科会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料の提出を求め、又は会議への出席を求め説明若しくは意見を聴くことができる。</u> (協議結果の取扱い) 第10条 <u>部会等において審議及び協議</u>を行った事項については、協議会へ報告しなければならない。

現 行 規 程	改 正 規 程																																						
別表 <u>(第3条関係)</u> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>構 成 員</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td><u>1</u></td><td><u>幕別地区町内会長の代表</u></td></tr> <tr><td><u>2</u></td><td><u>札内地区町内会長の代表</u></td></tr> <tr><td><u>3</u></td><td><u>南幕別地区町内会長の代表</u></td></tr> <tr><td><u>4</u></td><td><u>忠類地区町内会長の代表</u></td></tr> <tr><td><u>5</u></td><td><u>幕別町商工会の代表</u></td></tr> <tr><td><u>6</u></td><td><u>幕別町社会福祉協議会の代表</u></td></tr> <tr><td><u>7</u></td><td><u>幕別町民生委員児童委員協議会の代表</u></td></tr> <tr><td><u>8</u></td><td><u>幕別町消費者協会の代表</u></td></tr> <tr><td><u>9</u></td><td><u>幕別町PTA連合会の代表</u></td></tr> <tr><td><u>10</u></td><td><u>幕別町老人クラブ連合会の代表</u></td></tr> <tr><td><u>11</u></td><td><u>幕別町障害者（児）団体連絡協議会の代表</u></td></tr> </tbody> </table>		構 成 員	<u>1</u>	<u>幕別地区町内会長の代表</u>	<u>2</u>	<u>札内地区町内会長の代表</u>	<u>3</u>	<u>南幕別地区町内会長の代表</u>	<u>4</u>	<u>忠類地区町内会長の代表</u>	<u>5</u>	<u>幕別町商工会の代表</u>	<u>6</u>	<u>幕別町社会福祉協議会の代表</u>	<u>7</u>	<u>幕別町民生委員児童委員協議会の代表</u>	<u>8</u>	<u>幕別町消費者協会の代表</u>	<u>9</u>	<u>幕別町PTA連合会の代表</u>	<u>10</u>	<u>幕別町老人クラブ連合会の代表</u>	<u>11</u>	<u>幕別町障害者（児）団体連絡協議会の代表</u>	<u>(庶務)</u> <u>第11条 部会等の庶務は、規約第13条に規定する事務局において行う。</u> 別表 <u>(第6条関係)</u> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>構 成 員</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td><u>幕別町副町長</u></td></tr> <tr><td>2</td><td><u>北海道十勝総合振興局長が指名する者</u></td></tr> <tr><td>3</td><td><u>道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第4項に規定する運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者</u></td></tr> <tr><td>4</td><td><u>北海道運輸局帯広運輸支局長が指名する者</u></td></tr> <tr><td>5</td><td><u>住民又は利用者の代表のうち協議会の会長が指名する者</u></td></tr> <tr><td>6</td><td><u>その他協議会が必要と認める者</u></td></tr> </tbody> </table>		構 成 員	1	<u>幕別町副町長</u>	2	<u>北海道十勝総合振興局長が指名する者</u>	3	<u>道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第4項に規定する運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者</u>	4	<u>北海道運輸局帯広運輸支局長が指名する者</u>	5	<u>住民又は利用者の代表のうち協議会の会長が指名する者</u>	6	<u>その他協議会が必要と認める者</u>
	構 成 員																																						
<u>1</u>	<u>幕別地区町内会長の代表</u>																																						
<u>2</u>	<u>札内地区町内会長の代表</u>																																						
<u>3</u>	<u>南幕別地区町内会長の代表</u>																																						
<u>4</u>	<u>忠類地区町内会長の代表</u>																																						
<u>5</u>	<u>幕別町商工会の代表</u>																																						
<u>6</u>	<u>幕別町社会福祉協議会の代表</u>																																						
<u>7</u>	<u>幕別町民生委員児童委員協議会の代表</u>																																						
<u>8</u>	<u>幕別町消費者協会の代表</u>																																						
<u>9</u>	<u>幕別町PTA連合会の代表</u>																																						
<u>10</u>	<u>幕別町老人クラブ連合会の代表</u>																																						
<u>11</u>	<u>幕別町障害者（児）団体連絡協議会の代表</u>																																						
	構 成 員																																						
1	<u>幕別町副町長</u>																																						
2	<u>北海道十勝総合振興局長が指名する者</u>																																						
3	<u>道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第4項に規定する運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者</u>																																						
4	<u>北海道運輸局帯広運輸支局長が指名する者</u>																																						
5	<u>住民又は利用者の代表のうち協議会の会長が指名する者</u>																																						
6	<u>その他協議会が必要と認める者</u>																																						

幕別町地域公共交通活性化協議会規約

(目的)

第1条 幕別町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）の規定に基づく協議並びに地域における需要に応じた住民の生活に必要な公共交通の確保など、地域内の公共交通に関する事項を協議するため設置する。

(事務所)

第2条 協議会の事務所は、幕別町本町130番地1 幕別町役場内に置く。

(事業)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条第1項に規定する地域公共交通計画の作成、変更及び実施に係る協議に関すること。
 - (2) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関すること。
 - (3) 自家用有償旅客運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること。
- 2 前項の規定にかかわらず、前項第2号に規定する業務のうち、道路運送法第9条第4項に規定する運賃等について協議する場合は、第12条第2項に規定する分科会において業務を行う。

(組織)

第4条 協議会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 幕別町副町長
 - (2) 北海道運輸局帯広運輸支局長が指名する者
 - (3) 北海道十勝総合振興局長が指名する者
 - (4) 関係する道路管理者が指名する者
 - (5) 帯広警察署長が指名する者
 - (6) 一般旅客自動車運送事業者の代表
 - (7) 住民又は利用者の代表
 - (8) 幕別町長が指名する町職員
 - (9) その他協議会が必要と認める者
- 2 前項の委員の任期は2年とする。ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任を妨げない。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 監査委員 2名

(会長)

第6条 会長は、幕別町副町長をもって充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

(副会長)

第7条 副会長は、会長が指名する。

- 2 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(監査委員)

第8条 監査委員は、会長が指名する。

2 監査委員は、監査の結果を会長に報告する。

(会議)

第9条 協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員は、都合により会議を欠席する場合、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、代理の者を出席させることができるものとする。

4 協議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによるものとする。

5 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料の提出、会議の出席又は助言等を求めることができる。

6 前5項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第10条 協議会で協議が整った事項については、協議会の委員はその協議結果を尊重しなければならない。

(幹事会)

第11条 協議会に提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応じ協議会に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(部会及び分科会)

第12条 第3条第1項に掲げる事項について、専門的な調査及び検討を行うため、必要に応じ協議会に部会を置くことができる。

2 第3条第2項に規定する業務を行うため、協議会に分科会を置く。

3 部会及び分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第13条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、幕別町住民生活部防災環境課に置く。

3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(財務に関する事項)

第14条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第15条 委員等は、会議に出席したときは報酬及び費用弁償を支給する。ただし、協議会委員のうち行政機関等の職員については支給しない。

2 前項の規定により支給する報酬及び費用弁償の額は、幕別町の例によるものとする。

(協議会が解散した場合の措置)

第16条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散のその日をもって打ち切り、会長であったものがこれを決算する。

(委任)

第17条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成24年1月24日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和4年4月28日から施行する。

附 則

この規約は、令和7年1月 日から施行する。

幕別町地域公共交通活性化協議会部会及び分科会規程

平成24年1月24日 決定

(目的)

第1条 この規程は、幕別町地域公共交通活性化協議会規約（以下「規約」という。）第12条第3項の規定に基づき、幕別町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の部会及び分科会（以下「部会等」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(部会)

第2条 規約第12条第1項の規定に基づく部会の委員は、規約第4条第1項の委員の中から会長が指名する。

2 委員の任期は、規約第3条第1項に掲げる事項の審議が終了するまでの期間とする。

(部会長)

第3条 部会に部会長を置く。

2 部会長は、協議会の会長が指名する。

3 部会長は、部会を代表し、その会務を総理する。

(副部会長)

第4条 副部会長は、部会長が指名する。

2 副部会長は、部会長を補佐して部会の業務を掌理し、部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、部会長の職務を代理する。

(会議)

第5条 部会は、部会長が招集し、議長となる。

2 部会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ部会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

4 部会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料の提出を求め、又は会議への出席を求め説明若しくは意見を聴くことができる。

(分科会)

第6条 規約第12条第2項の規定に基づく分科会の委員は、別表に掲げる者とする。

2 委員の任期は、規約第3条第2項に関する協議が終了するまでの期間とする。

(分科会長)

第7条 分科会に分科会長を置く。

2 分科会長は、協議会の会長が指名する。

3 分科会長は、分科会を代表し、その会務を総理する。

(副分科会長)

第8条 副分科会長は、分科会長が指名する。

2 副分科会長は、分科会長を補佐して分科会の業務を掌理し、分科会長に事故あるとき又は分科会長が欠けたときは、分科会長の職務を代理する。

(会議)

第9条 分科会は、分科会長が招集し、議長となる。

2 分科会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ分科会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

4 分科会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料の提出を求め、又は会議への出席を求め説明若しくは意見を聴くことができる。

(協議結果の取扱い)

第10条 部会等において審議及び協議を行った事項については、協議会へ報告しなければならない。

(庶務)

第11条 部会等の庶務は、規約第13条に規定する事務局において行う。

附 則

この規程は、平成24年1月24日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月28日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年1月 日から施行する。

別表（第6条関係）

	構 成 員
1	幕別町副町長
2	北海道十勝総合振興局長が指名する者
3	道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第4項に規定する運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
4	北海道運輸局帯広運輸支局長が指名する者
5	住民又は利用者の代表のうち協議会の会長が指名する者
6	その他協議会が必要と認める者